

消費者理解醸成・行動変容推進事業

【令和5年度予算概算決定額 64（－）百万円】

＜対策のポイント＞

近年の食料供給情勢の変化等を踏まえつつ、食と環境を支える農業・農村への国民の理解と共感・支持を得るため、**メディア・SNS等を活用したストーリー性のある情報発信**を展開するとともに、**シンポジウム・フェア**を開催します。

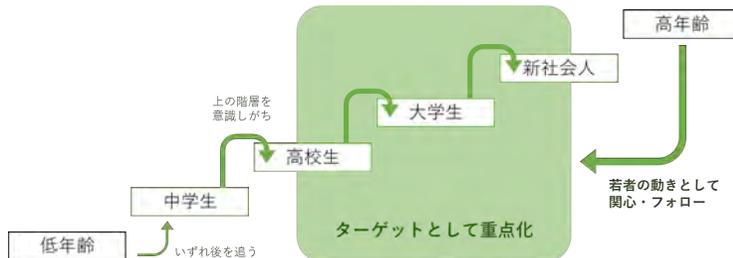
＜事業目標＞

- 食料自給率の向上（供給熱量ベース45%、生産額ベース75% [令和12年度まで]）
- 食料国産率の向上（供給熱量ベース53%、生産額ベース79% [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

消費者理解醸成・行動変容推進事業



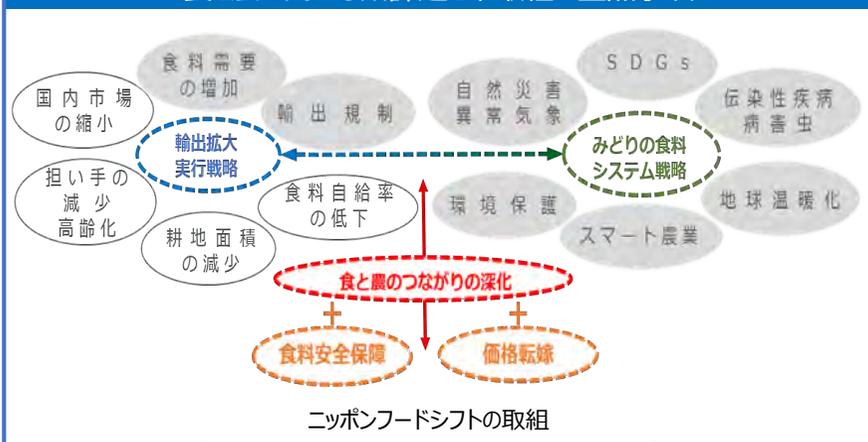
1. 情報発信

農林漁業者による地域の多様な取組や地域の食と農業の魅力について、Z世代を重点ターゲットとして、**メディア・SNS等を活用した情報発信**を展開します。

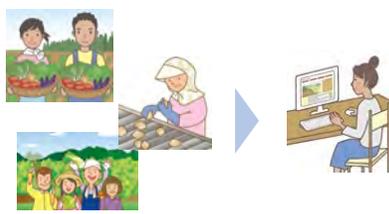
2. シンポジウム・フェア

全国の農林漁業者の意欲的な取組、全国各地の農林水産物の価値・魅力の認知拡大・理解醸成等に向けて、**シンポジウム・フェア**を開催します。

食と農に関わる諸課題と本取組の重点事項



1 情報発信



農林漁業者による多様な取組

メディア・SNS等を活用して発信

2 シンポジウム・フェア



オンラインも組み合わせ、様々な取組を実施

＜事業の流れ＞



農業・農村への国民の理解の醸成、食料自給率の向上と食料安全保障の確立

【お問い合わせ先】 大臣官房政策課食料安全保障室（03-6744-2395）

和牛遺伝資源関連 2 法成立の背景及び概要

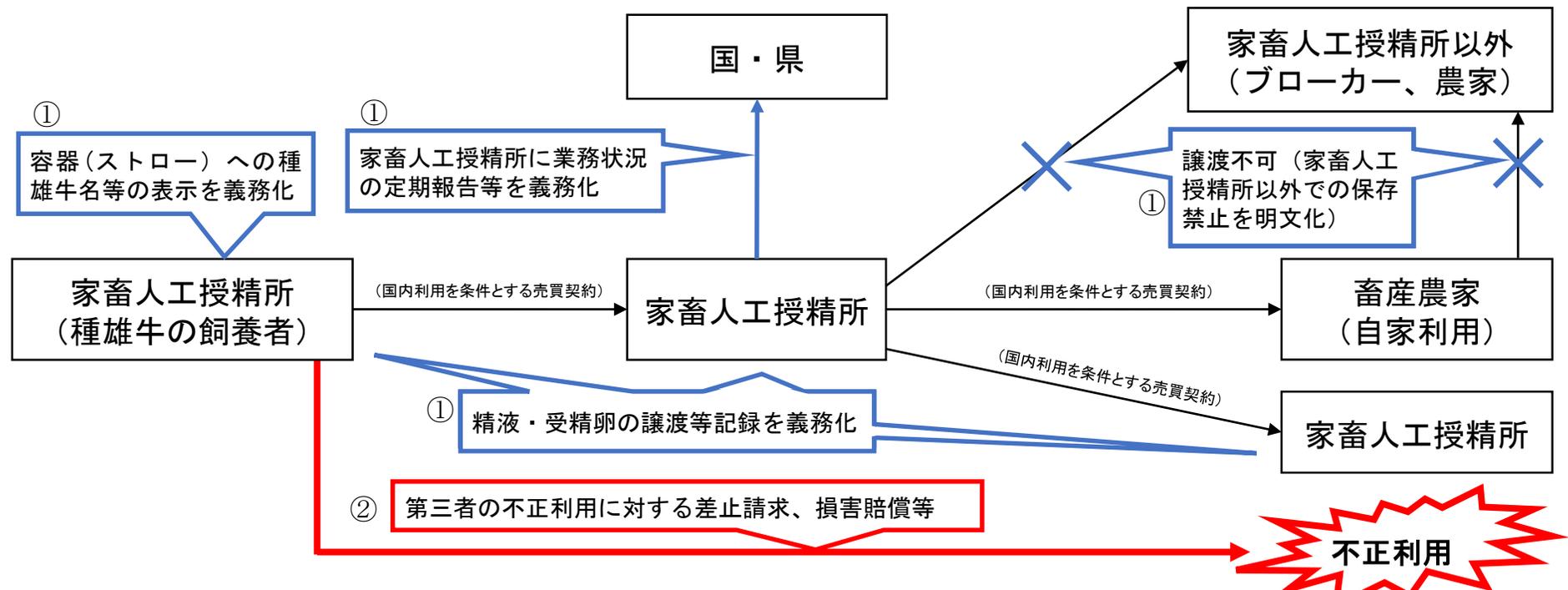
○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の 2 法が令和 2 年 4 月 17 日に成立し、令和 2 年 10 月 1 日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）



注) 青色は、①家畜改良増殖法の改正内容
赤色は、②家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の措置内容

詐欺等による悪質な不正行為に対しては、刑事罰を措置
個人：10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科可）
法人：3億円以下の罰金